

課題整理シート

「1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり」についての課題

現計画の方向性	<p>障がいのある人が地域で安心して暮らしていくには、障がいに対する理解とともに地域の中でお互いの顔が見える交流が必要です。これからの地域社会においては、それを構成する全ての一般市民が互いに協力し、支え合うことによる地域福祉システムの確立が不可欠です。</p> <p>こうした視点から、一般市民と行政との協働により、地域に住む全ての人（障がいのある人もない人も）が住みやすく暮らしやすい社会を築いていくため、障がい特性や障がいのある人を理解し交流できる地域福祉に主体的に取り組むことができる意識づくりを推進します。</p> <p>(1) 広報・啓発活動 ①広報・啓発活動 ②支えあいのネットワーク</p>																			
国の方針	<p>○「障害者権利条約」の国会承認（平成 26 年 1 月）</p> <p>○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正（令和 3 年 5 月）</p> <p>【障害者基本計画（第 5 次）】</p> <p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 																			
1 事業評価	—																			
2 アンケート調査結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査結果項目</th> <th style="text-align: center;">問番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内で生活している中で、「これは差別している」「差別された」と感じた経験がある人は 9.4%（身体障がい：5.5%、知的障がい：22.5%、精神障がい：16.7%）</td> <td style="text-align: center;">当事者問 43</td> </tr> <tr> <td>どのような場面で、どのような差別を感じたかについて、「まちなか・地域での偏見等（86 件）」「公共施設・公共機関での対応・支援制度（66 件）」「学校・保育（37 件）」などの意見が上位に挙がっている。</td> <td style="text-align: center;">当事者問 43-1</td> </tr> <tr> <td>平成 28（2016）年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことを知っている人が 17.3%（「よく知っている」「少し知っている」を足した割合）</td> <td style="text-align: center;">当事者問 41</td> </tr> <tr> <td>障害者差別解消法（平成 28（2016）年 4 月施行）を知っている人が 16.6%（「よく知っている」「少し知っている」を足した割合）</td> <td style="text-align: center;">一般問 4③</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人の地域活動や就職などの社会参加について、一般の理解が深まってきていると思う人が 37.7%（「深まっていると思う」「やや深まっていると思う」を足した割合）</td> <td style="text-align: center;">当事者問 47</td> </tr> <tr> <td>どのような場面で理解が深まっていないと感じるかについて、「障がいの理解全般（189 件）」「就労・働く場（106 件）」「公共交通機関・バリアフリー（51 件）」などの意見が上位に挙がっている。</td> <td style="text-align: center;">当事者問 47-1</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 20.8%（身体障がい：14.5%、知的障がい：24.3%、精神障がい：29.7%）、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 13.0%（身体障がい：15.3%、知的障がい：9.7%、精神障がい：11.5%）。</td> <td style="text-align: center;">当事者問 53</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 73.3%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 40.0%。</td> <td style="text-align: center;">団体問 8</td> </tr> </tbody> </table>	調査結果項目	問番号	市内で生活している中で、「これは差別している」「差別された」と感じた経験がある人は 9.4%（身体障がい：5.5%、知的障がい：22.5%、精神障がい：16.7%）	当事者問 43	どのような場面で、どのような差別を感じたかについて、「まちなか・地域での偏見等（86 件）」「公共施設・公共機関での対応・支援制度（66 件）」「学校・保育（37 件）」などの意見が上位に挙がっている。	当事者問 43-1	平成 28（2016）年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことを知っている人が 17.3%（「よく知っている」「少し知っている」を足した割合）	当事者問 41	障害者差別解消法（平成 28（2016）年 4 月施行）を知っている人が 16.6%（「よく知っている」「少し知っている」を足した割合）	一般問 4③	障がいのある人の地域活動や就職などの社会参加について、一般の理解が深まってきていると思う人が 37.7%（「深まっていると思う」「やや深まっていると思う」を足した割合）	当事者問 47	どのような場面で理解が深まっていないと感じるかについて、「障がいの理解全般（189 件）」「就労・働く場（106 件）」「公共交通機関・バリアフリー（51 件）」などの意見が上位に挙がっている。	当事者問 47-1	障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 20.8%（身体障がい：14.5%、知的障がい：24.3%、精神障がい：29.7%）、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 13.0%（身体障がい：15.3%、知的障がい：9.7%、精神障がい：11.5%）。	当事者問 53	障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 73.3%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 40.0%。	団体問 8	
調査結果項目	問番号																			
市内で生活している中で、「これは差別している」「差別された」と感じた経験がある人は 9.4%（身体障がい：5.5%、知的障がい：22.5%、精神障がい：16.7%）	当事者問 43																			
どのような場面で、どのような差別を感じたかについて、「まちなか・地域での偏見等（86 件）」「公共施設・公共機関での対応・支援制度（66 件）」「学校・保育（37 件）」などの意見が上位に挙がっている。	当事者問 43-1																			
平成 28（2016）年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことを知っている人が 17.3%（「よく知っている」「少し知っている」を足した割合）	当事者問 41																			
障害者差別解消法（平成 28（2016）年 4 月施行）を知っている人が 16.6%（「よく知っている」「少し知っている」を足した割合）	一般問 4③																			
障がいのある人の地域活動や就職などの社会参加について、一般の理解が深まってきていると思う人が 37.7%（「深まっていると思う」「やや深まっていると思う」を足した割合）	当事者問 47																			
どのような場面で理解が深まっていないと感じるかについて、「障がいの理解全般（189 件）」「就労・働く場（106 件）」「公共交通機関・バリアフリー（51 件）」などの意見が上位に挙がっている。	当事者問 47-1																			
障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 20.8%（身体障がい：14.5%、知的障がい：24.3%、精神障がい：29.7%）、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 13.0%（身体障がい：15.3%、知的障がい：9.7%、精神障がい：11.5%）。	当事者問 53																			
障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 73.3%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 40.0%。	団体問 8																			

	障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 21.9%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 20.3%。	一般 問 17
	障がいのある人が社会の構成員として、地域の中で共に生活をおくれるようにすることを目指すという「ノーマライゼーション」または「共生社会」という言葉を聞いたことがある人が 58.6%。	一般 問 1
	「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前である」という考え方について、思う人が 90.2%（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を足した割合）	一般 問 2
	5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思う人が 52.2%（「かなり改善されている」「少しずつ改善されている」を足した割合）、思わない人が 25.3%（「あまり改善されていない」「改善されていない」を足した割合）	一般 問 3
	障がいのある人の福祉について関心がある人が 59.0%（「非常に関心がある」「ある程度関心がある」を足した割合）、関心がない人が 13.9%（「あまり関心がない」「全く関心がない」）	一般 問 5
	障がいのある人、ない人相互の交流活動や催し、あるいはボランティア活動が地域で行われているが、そのような活動に参加したことがあるかについて、「参加したことがある」が 15.1%、「参加したことがない」が 83.8%。	一般 問 7
	今後、どのような交流活動や催し、あるいはボランティア活動に参加したいと思うかについて、「障がいのある人が働いているお店等を利用する」が 48.4%、「地域のボランティア活動に参加する」が 18.7%。	一般 問 8
	障がいのある人の身の回りの支援は、主として誰が担うのがよいと思うかについて、「行政や家族も含めた地域社会全体で支援するのがよい」が 69.3%。	一般 問 15
3 委員意見	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動としては、子どもたちに向けて、障がい者に実際に触れてもらうということが、効果が大きい。（副籍交流） 大人になってからというよりも、柔軟性のある子どもたちの時も大きいし、子どもが変わると親も変わっていく、その効果が大きい。 職場の理解が深まっていない。働きやすい環境をいかに作っていくのかというふうなことが極めて重要で、理解促進ということが重要。 障害者週間がリーダーシップをとって、世間に知ってもらえるような環境を作っていく必要がある。 デフリンピックを通じて、特に聞こえないことについての理解を広めていきたい。 	
4 次期計画に向けた課題	<p>(1) 広報・啓発活動</p> <p>障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。</p> <p>アンケート調査によると、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことを知っている割合が当事者で 17.3%、一般市民で 16.6%、障がいのある人の地域活動や就職などの社会参加について、一般の理解が深まってきていると思う人が 4割程度にとどまっています。また、市内で生活している中で、差別している、差別されたと感じた経験がある人が約 1割となっており、特に知的障がいでは差別を感じている割合が高くなっています。</p> <p>また、どのような場面で理解が深まっていないと感じるかについて、「障がいの理解全般」「就労・働く場」「公共交通機関・バリアフリー」などの意見が上位に挙がっています。</p> <p>障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が身体障がい 14.5%、知的障がい 24.3%、精神障がい 29.7%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が身体障がい 15.3%、知的障がい 9.7%、精神障がい 11.5%となっています。また、関係団体で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 73.3%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 40.0%、一般市民で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が 21.9%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が 20.3%となっています。</p> <p>今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、地域や職場などの障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発・交流を行っていくことが必要です。</p> <p>また、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。</p>	